

委員会決定(EU) 2019/236

[参考訳]

2019 年 3 月 14 日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Commission Decision (EU) 2019/236 of 7 February 2019 laying down internal rules concerning the provision of information to data subjects and the restriction of certain of their rights in the context of the processing of personal data by the European Commission for the purposes of internal security of the Union institutions (OJ L 37, 8.2.2019, p.144-149) のテキスト(英語版)に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32019D0236&from=EN>
[2019 年 3 月 14 日確認]

委員会決定(EU) 2019/236 は、EU の機関及び組織に適用される個人データ保護の基本法令である規則(EU) 2018/1725 の特則の 1 つである。委員会決定(EU) 2019/236 は、欧州委員会内部におけるセキュリティの確保の場合における規則(EU) 2018/1725 に定めるデータ主体に対する情報提供及びデータ主体の権利の制限と関連する細則を定めている。

委員会決定(EU) 2019/236 は、前文及び条文の 2 つの部分で構成されている。この参考訳においては、委員会決定(EU) 2019/236 の前文及び条文の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

この参考訳は、あくまでも委員会決定(EU) 2019/236 の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるので、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

(この参考訳を作成するに際し考慮した事項)

後掲規則(EU) 2018/1725 の参考訳の冒頭部分で述べたところと同じである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

規則(EU)2018/1725 の参考訳は、法と情報雑誌 4 巻 1 号 1～81 頁にある。規則(EU)2016/679(一般データ保護規則)の参考訳・再訂版は、法と情報雑誌 3 巻 5 号 1～114 頁にある。指令(EU) 2016/680 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 1 号 141～169 頁にある。規則(EC) No 45/2001 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 5 号 111～146 頁にある。

Europol 規則(EU) 2016/794 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 3 号 1～101 頁にある。EPPO 理事会規則(EU)2017/1939 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 1 号 1～91 頁にある。ENISA 規則(EU)No 526/2013 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 7 号 263～292 頁にある。NIS 指令(EU) 2016/1148 の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2 巻 8 号 120～163 頁にある。NIS 指令の委員会実装規則(EU) 2018/151 の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 5 号 192～198 頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した参考文献のほか、小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』(立花書房、2014)を参考にした。

**欧州連合の機関の内部セキュリティの目的のための欧州委員会による
個人データ処理の過程におけるデータ主体に対する情報提供及び
彼らの権利の一定の制限に関する内部規則を定める
2019 年 2 月 7 日の委員会決定(EU) 2019/236**

欧州委員会は、
欧州連合の機能に関する条約、及び、とりわけ、その第 249 条第 1 項に鑑み、
以下のとおりであるので、この決定を採択する。

- (1) 欧州委員会は、安全かつセキュアな環境の中で業務遂行する必要がある。その必要性を満たすため、欧州委員会は、そのセキュリティに関し、特定されたリスクに対応する適切なレベルの個人、資産及び情報の保護を提供する一貫性があり、統合されたアプローチを必要としている。欧州委員会は、セキュリティの分野において、とりわけ、テロリズム、サイバー攻撃及び政治上のスパイ活動及び商業上のスパイ活動に関し、重大な脅威及び検討課題と直面している。
- (2) 個人、資産及び情報のセキュリティを確保するため、欧州委員会は、特に、欧州委員会の人的資源及びセキュリティに関する事務総局のセキュリティ総局を通じて、委員会決定(EU, Euratom) 2015/443¹に定める幾つかの種類の個人データの処理を含む措置を講ずる。それらの措置は、決定(EU, Euratom) 2015/443 の第 7 条第 5 項によるセキュリティ上の身元調査、第 12 条による脅威の評価、及び、第 13 条によるセキュリティ調査を含める。強制調査の枠組みの中で、欧州委員会は、様々な情報源(行政機関及び自然人)から、個人情報を含め、調査と関係する情報を収集し、かつ、その調査または調整活動の間及びその後において、欧州連合の機関、組織、事務局及び部局、構成国及び第三国の職務権限を有する機関との間で、並びに、国際機関との間でその情報を交換する。
- (3) 欧州委員会によって処理される個人データの類型は、例えば、識別データ、連絡先データ、職業のデータ、並びに、セキュリティ上の身元調査、脅威の評価またはセキュリティ調査の対象事項と関係するデータまたはそれとの関係を生じさせるデータである。その個人データは、この調査が終了するまでの間、その調査を担当する欧州委員会の部署の中で保持される。調査の種類の相違により、すなわち、容疑のある犯罪公示、防諜または対テロリズムの分野のいずれであるかにより、異なる処理活動に対しては異なる保持期間が適用される。保持期間が経過すると、個人データを含むその案件と関連する情報は、除去される²。
- (4) その職務を遂行する間、管理者としての欧州委員会は、欧州連合基本権憲章の第 8 条第 1 項及び欧州連合の機能に関する条約の第 16 条第 1 項によって認められた個人データの処理と関連する自然人の権利、並びに、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2018/1725³に定める権利を尊重

¹ 欧州委員会におけるセキュリティに関する 2015 年 3 月 13 日の委員会決定(EU, Euratom) 2015/443(OJ L 72, 17.3.2015, p.41)

² 欧州委員会内におけるファイルの保持は、共通保持リストである法定文書(最新版は SEC (2012) 713)によって、欧州委員会の異なる種類のファイルの保持期間を定める保持スケジュールの方式により、規律される。

³ 欧州連合の機関、組織、事務局及び部局による個人データの処理と関連する自然人の保護、並びに、そのデータの支障のない移動に関する、規則(EC) No 45/2001 及び決定 No 1247/2002/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2018 年 10 月 23 日の規則(EU) 2018/1725(OJ L 295, 21.11.2018, p.39)

することを義務付けられる。それと同時に、欧州委員会は、決定(EU, Euratom) 2015/443 の第 9 条に定める厳格な機密保持の規定を遵守することが要求される。

- (5) 一定の状況下において、規則(EU) 2018/1725 によるデータ主体の権利は、決定(EU, Euratom) 2015/443 による欧州委員会内の個人、資産及び情報のセキュリティを確保する職務、とりわけ、セキュリティ調査を欧州委員会が効果的に実施する必要性との間で、並びに、他のデータ主体の基本的な権利及び自由の全面的な尊重との間で、調整する必要がある。その点に関し、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 1 項(c)、(d)及び(h)は、欧州委員会が、第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条の適用を制限し、並びに、同規則の第 14 条ないし第 17 条、第 19 条及び第 20 条に定める権利及び義務と対応する同規則の条項の範囲内において、第 4 条第 1 項(a)に定める透明性の原則の適用を制限できることを定めている。
- (6) 決定(EU, Euratom) 2015/443 による欧州委員会内の個人、資産及び情報のセキュリティを確保する職務、とりわけ、セキュリティ調査を欧州委員会が効果的に実施することを確保するため、規則(EU) 2018/1725 に基づく個人データの保護の標準を尊重しつつ、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 1 項(c)、(d)及び(h)に従い、欧州委員会がデータ主体の権利を制限できる内部規則を採択する必要がある。
- (7) それらの内部規則は、決定(EU, Euratom) 2015/443 による欧州委員会内の個人、資産及び情報のセキュリティを確保する職務、とりわけ、セキュリティの分野における調査の権能の遂行において欧州委員会によって実施される全ての処理業務に適用されなければならない。それらの内部規則は、調査の開始前、調査の最中、及び、調査結果のフォローアップの監視の間に実施される処理業務に適用されなければならない。
- (8) 規則(EU) 2018/1725 の第 14 条、第 15 条及び第 16 条を遵守するため、欧州委員会は、全ての個人に対し、彼らの個人データの処理を含む欧州委員会の活動について、及び、彼らの権利について、透明性があり、かつ、一貫性のある態様で、欧州委員会の Web サイト上においてデータ保護の告示を公表する方法により、情報提供しなければならない。
- (9) 加えて、欧州委員会は、セキュリティ調査と関係をもつデータ主体、換言すると、関係者及び証言者に対し、適切なフォーマットにより、個別に情報提供しなければならない。更に、欧州委員会は、決定(EU, Euratom) 2015/443 の第 7 条第 5 項並びに第 12 条第 1 項の(d)及び(e)に基づいて講じられるセキュリティ措置の過程において、すなわち、欧州委員会の施設、通信システム及び情報システム並びに機器の検索の中において処理されるデータの個人に対し、個別に情報提供しなければならない。
- (10) 規則(EU) 2018/1725 の第 25 条に基づき、とりわけ、セキュリティ調査、その調査ツール及び調査手法、他の行政機関のセキュリティ調査及び訴訟手続、並びに、当該セキュリティ調査、捜査及びまたは訴訟手続と関連する他の者の権利を保護するため、データ主体に対する情報の提供の権利及びデータ主体の他の権利の行使を、欧州委員会が制限する必要性があり得る。
- (11) ある場合においては、決定(EU, Euratom) 2015/443 の第 12 条第 1 項の(d)及び(e)に基づいて講じられた調査措置またはセキュリティ措置が存在すること、すなわち、欧州委員会の施設、通信システム及び情報システム並びに機器の検索が存在することをデータ主体に対して特に情報提供すること、または、それを明らかになることは、その調査の目的、並びに、欧州委員会がそのセキュリティを確保できること、とりわけ、将来において効果的にセキュリティ調査を実施することを不可能にし、または、これを深刻に損ない得る。

- (12) 加えて、決定(EU, Euratom) 2015/443 の第 17 条第 2 項及び第 3 項に示す効果的な協力を維持するため、欧州委員会が、欧州連合の他の機関、組織、事務局及び部局の処理業務、または、構成国の職務権限を有する機関の処理業務を保護するためにデータ主体の権利の適用を制限する必要性があり得る。この点に関し、欧州委員会は、制限を加えるための適切な根拠に関し、並びに、その制限の必要性及び比例性に関し、それらの機関、組織、事務局、部局、構成国の機関と協議しなければならない。
- (13) 欧州委員会は、それらの第三国または国際組織との間の欧州委員会の協力義務を満たすため、そして、欧州連合の一般的な公共の利益の重要な目的を防護するため、第三国または国際機関から受領した個人データとの関係において、データ主体に対する情報の提供及びデータ主体の他の権利の適用を制限しなければならないこともあり得る。ただし、一定の状況下において、データ主体の利益または基本的な権利は、国際協力上の利益に優越することがあり得る。
- (14) 欧州委員会は、全ての制限を透明性のある態様で取扱わなければならないと、かつ、対応する記録システムの中に個々の制限の適用を登録しなければならない。
- (15) 規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 8 項により、管理者は、その情報を提供することにより、何らかの意味でその制限の目的が危険に晒されるときは、制限を適用する理由に関する情報のそのデータ主体に対する提供を延期、省略または拒否できる。このことは、とりわけ、規則(EU) 2018/1725 の第 16 条及び第 35 条に定める権利の制限の場合にはそうである。
- (16) 欧州委員会がそのセキュリティを確保できるようにし、及び、とりわけ、そのセキュリティ調査を実施できるようにするためにそのような制限が必要な範囲内に限り、規則(EU) 2018/1725 の第 16 条及び第 35 条に従って情報提供を受けるデータ主体の権利が制限されることを確保するため、欧州委員会は、加えられた制限を定期的に見直さなければならない。
- (17) データ主体の他の権限が制限される場合、管理者は、ケースバイケースで、その制限を連絡することによりその目的が危殆に瀕することとなり得るか否かを検討しなければならない。
- (18) 欧州委員会のデータ保護責任者は、この決定の遵守を確保するため、制限の適用について、独立の見直しを実施しなければならない。
- (19) 欧州データ保護監督官は、2018 年 12 月 10 日に意見書を提出した。

第 1 条 対象事項及び適用範囲

1. この決定は、決定(EU, Euratom) 2015/443 による欧州委員会の職務が遂行される全ての場合における規則(EU) 2018/1725 の第 14 条、第 15 条及び第 16 条に従い、データ主体のデータの処理についてデータ主体に対して情報提供するために欧州委員会が従うべき規則を定める。
この決定は、欧州委員会が、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 1 項(c)、(d)及び(h)に従い、同規則の第 4 条、第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条の適用を制限できる条件も定める。
2. この決定は、決定(EU, Euratom) 2015/443 による欧州委員会内の個人、資産及び情報のセキュリティを確保するために実施される活動の目的のための、または、その活動との関係における欧州委員会による個人データの処理に適用される。

第 2 条 適用可能な適用除外及び制限

1. 欧州委員会が、規則(EU) 2018/1725 に基づくデータ主体の権利と関係する欧州委員会の責務を果たす場合、欧州委員会は、同規則に定める適用除外のいずれかが適用されるか否かを判断する。
2. それらの権利及び義務の行使により、就中、セキュリティ調査の過程における調査ツール及び調査手法が明らかになることによって、その電子通信ネットワークを含め、欧州連合の機関、組織、事務局または部局の内部セキュリティが危険に晒され得る場合、または、他のデータ主体の権利及び自由を深刻に損ない得る場合、欧州委員会は、この決定の第 3 条ないし第 7 条により、規則(EU) 2018/1725 の第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条の適用を制限し、並びに、規則(EU) 2018/1725 の第 14 条ないし第 17 条、第 19 条、第 20 条及び第 35 条に定める権利及び義務と対応する同規則の条項の範囲内において、同規則の第 4 条第 1 項(a)に定める透明性の原則の適用を制限できる。
3. 以下の状況下にある場合、欧州委員会は、第 3 条ないし第 7 条により、欧州連合の他の機関、組織、部局及び事務局、構成国もしくは第三国の職務権限を有する機関から、または、国際機関から得た個人データとの関係において、本条第 2 項に示す権利及び義務を制限できる：
 - (a) 規則(EU) 2018/1725 の第 25 条に定める別の法令に基づき、または、同規則の第 IX 章に従い、または、欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/794¹⁾に従い、または、理事会規則(EU) 2017/1939²⁾に従い、それらの権利及び義務の行使が欧州連合の他の機関、組織、部局及び事務局によって制限され得る場合；
 - (b) 欧州議会及び理事会の規則(EU) 2016/679³⁾の第 23 条に示す法令を根拠として、または、欧

¹ 欧州連合法執行協力局(Europol)に関する、並びに、理事会決定 2009/371/JHA、理事会決定 2009/934/JHA、理事会決定 2009/935/JHA、理事会決定 2009/936/JHA 及び理事会決定 2009/968/JHA を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 5 月 11 日の規則(EU) 2016/794 (OJ L 135, 24.5.2016, p.53)

² 欧州検事局(「EPPO」)の設置に関する拡大された協力を実装する 2017 年 10 月 12 日の理事会規則(EU) 2017/1939 (OJ L 283, 31.10.2017, p.1)

³ 個人データの処理と関連する自然人の保護及びそのデータの支障のない移動に関する、並びに、指令 95/46/EC を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の規則(EU) 2016/679 (一般データ保護規則) (OJ L 119, 4.5.2016, p.1)

州議会及び理事会の指令(EU) 2016/680¹の第 13 条第 3 項、第 15 条第 3 項または第 16 条第 3 項を国内法化する国内措置に基づき、それらの権利及び義務の行使が構成国の職務権限を有する機関によって制限され得る場合；

- (c) それらの権利及び義務の行使が、あり得る防諜及び対テロリスト脅威に関する情報交換と関係する第三国または国際機関との間の欧州委員会の協力、並びに、欧州委員会のセキュリティ調査の実施を危険に晒し得る場合。

制限の適用がそれら各号の法令のいずれかによって定められていること、または、そのような協議によって決定(EU, Euratom) 2015/443 に基づく欧州委員会の活動の目的を危険に晒し得ることが欧州委員会にとって明白である場合を除き、第 1 副項の(a)及び(b)に示す状況下における制限を適用する前に、欧州委員会は、関連する欧州連合の機関、組織、部局、事務局、または、構成国の職務権限を有する機関と協議する。

第三国または国際機関との間で協力する欧州委員会の利益よりもデータ主体の利益または基本的な権利及び自由が優越する場合、本項第 1 副項の(c)は、これを適用してはならない。

4. 第 1 項、第 2 項及び第 3 項は、データ主体に対する情報の提供及び規則(EU) 2018/1725 の第 25 条に基づく一定の権利の制限に関する内部規則を定める他の委員会決定の適用を妨げず、また、欧州委員会の手続規則第 23 条を妨げない。

第 3 条 データ主体に対する情報の提供

1. 欧州委員会は、全ての個人に対し、決定(EU, Euratom) 2015/443 による欧州委員会の職務を満たすために実施される彼らの個人データの処理を含む欧州委員会の活動について、欧州委員会の Web サイト上においてデータ保護の告示を公表する。
2. 欧州委員会は、証言者及びセキュリティ調査と関係をもつ者に対し、適切なフォーマットにより、個別に、彼らの個人データの処理について情報提供する。また、欧州委員会は、決定(EU, Euratom) 2015/443 の第 7 条第 5 項並びに第 12 条第 1 項の(d)及び(e)に基づいて講じられるセキュリティ措置の過程において、すなわち、欧州委員会の施設、通信システム及び情報システム並びに機器の検索の中において処理されるデータの個人に対し、個別に情報提供する。
3. 本条第 2 項に示すデータ主体に対する情報提供の全部または一部を欧州委員会が制限する場合、欧州委員会は、この決定の第 6 条に従い、制限の理由を記録し、登録する。

第 4 条 データ主体によるアクセスの権利、削除の権利及び処理の制限の権利

1. 規則(EU) 2018/1725 の第 17 条、第 19 条及び第 20 条にそれぞれ示すデータ主体によるデータへのアクセスの権利、削除の権利、または、処理の制限の権利の全部または一部を欧州委員会が制限する場合、欧州委員会は、関係するデータ主体に対し、アクセス、削除または処理の制限の要求に対する回答の中において、制限が適用されたこと、及び、その制限の主たる理由、並

¹ 犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行の目的のための職務権限を有する機関による個人データの処理と関連する自然人の保護、並びに、そのデータの支障のない移動に関する、並びに、理事会枠組み決定 2008/977/JHA を廃止する欧州議会及び理事会の 2016 年 4 月 27 日の指令(EU) 2016/680(OJ L 119, 4.5.2016, p.89)

びに、欧州データ保護監督官に異議を申し立てることができること、または、欧州連合の司法裁判所において司法救済を求めることができることを通知する。

2. 本条の第 1 項に示す制限の理由に関する情報の提供は、その制限の目的を損ない得る範囲内において、延期され、省略され、または、拒否され得る。
3. 欧州委員会は、この決定の第 6 条に従い、その制限の理由を記録し、登録する。
4. アクセスの権利の全部または一部が制限される場合、そのデータ主体は、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 6 項、第 7 項及び第 8 項に従い、欧州データ保護監督官の仲介を介して、彼または彼女のアクセスの権利を行使できる。

第 5 条 データ主体に対する個人データ侵害の連絡

規則(EU) 2018/1725 の第 35 条に示すデータ主体に対する個人データの侵害の連絡を欧州委員会が制限する場合、欧州委員会は、この決定の第 6 条に従い、その制限の理由を記録し、登録する。

第 6 条 制限の記録及び登録

1. 欧州委員会は、規則(EU) 2018/1725 の第 25 条第 2 項の関連要素を考慮に入れたその制限の必要性及び比例性の評価を含め、この決定により適用された制限の理由を記録する。
その目的のために、記録は、その権利の行使が決定(EU, Euratom) 2015/443 に基づく欧州委員会の職務の目的または第 2 条第 2 項もしくは第 3 項により適用される制限の目的をどのように危険に晒し得るか、または、他のデータ主体の権利及び自由に対してどのように負の影響を与え得るかを示す。
2. その記録、及び、該当するときは、基礎となる事実の要素及び法律上の要素を含む文書は、登録される。それらの記録及び文書は、要請に応じて、欧州データ保護監督官が利用できるようにされる。

第 7 条 制限の期間

1. この決定の第 3 条、第 4 条及び第 5 条に示す制限は、それらの制限を正当化する理由が適用可能なままである限り、適用され続ける。
2. この決定の第 3 条または第 5 条に示す制限の理由が適用されなくなったときは、欧州委員会は、その制限を解除し、かつ、そのデータ主体に対し、その制限の理由を提供する。それと同時に、欧州委員会は、そのデータ主体に対し、いつでも、欧州データ保護監督官に異議を申し立てることができること、または、欧州連合の司法裁判所において司法救済を求めることができることを通知する。
3. 欧州委員会は、その適用の時から 6 か月毎に、及び、関連する調査が終了した時に、第 4 条及び第 6 条に示す制限の適用を見直す。その後、欧州委員会は、年次で、制限または延期を維持する必要性を監視する。

第 8 条 データ保護責任者による見直し

1. この決定に従ってデータ主体の権利が制限される場合、欧州委員会のデータ保護責任者は、不適切な遅滞なく、その通知を受ける。要請に基づき、そのデータ保護責任者は、基礎となる事実の要素及び法律上の要素を含む記録及び全ての文書へのアクセスの提供を受ける。
2. 欧州委員会のデータ保護責任者は、制限の見直しを要求できる。そのデータ保護責任者は、要求した見直しの結果に関し、情報提供を受ける。
3. 手続を通じて、データ保護責任者との間の情報交換は、適切な方式により、記録される。

第 9 条

この決定は、EU 官報上で公示された翌日から 3 日目に発効する。

ブリュッセルにおいて 2019 年 2 月 7 日に行われた。

欧州委員会として
議長 Jean-Claude Juncker